

第十二回国会
衆議院

水産委員會議録第十九号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 富水格五郎君
理事 松田 鐵藏君 理事 林 好次君

石原 圓吉君 小高 嘉郎君

川端 佳夫君 川村善八郎君

田口長治郎君 田淵 光一君

水田 節君 福田 喜東君

小松 勇次君 水野彦治郎君

木村 榮君

委員外の出席者

大藏事務官(銀行局特殊金融課長) 有吉 正君

大藏事務官(主計官) 佐竹 浩君

農林事務官(水産庁漁政部長) 奥田 孝君

農林事務官(水産庁漁政部長) 濱田 正君

農林事務官(水産庁漁政部長) 杉浦 保吉君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 徳久 三種君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

農林事務官(水産庁漁政部長) 三浦君

可に関する諸願(辻寛一君紹介)(第五五号)

二 片貝町に漁港築設の諸願(田中豊君外一名紹介)(第七五号)

三 九十九里沿岸漁民の救済に関する諸願(田中豊君紹介)(第一八三号)

四 漁船保険制度改革に関する諸願(野原正勝君紹介)(第一八四号)

五 同(岩木信行君紹介)(第一八五号)

六 魚礁敷設費国庫補助に関する諸願(岩川與助君紹介)(第一八六号)

七 天荒漁港修築拡張工事施行の諸願(佐々木秀世君紹介)(第二三八号)

八 漁船保険制度改革に関する諸願(一件)(二階堂進君紹介)(第三〇八号)

九 同(池見茂隆君紹介)(第三〇九号)

一〇 焼尻漁港築設促進の諸願(佐々木秀世君紹介)(第三一〇号)

一一 杵形漁港修築工事施行の諸願(佐々木秀世君紹介)(第三一一号)

一二 漁船保険制度改革に関する諸願(内藤友明君紹介)(第四四六号)

一三 漁港修築費増額等に関する諸願(白井佐吉君紹介)(第五七四号)

一四 遠別町に漁港築設の諸願(小川原政信君外一名紹介)(第五七五号)

一五 赤岡町に船だまり新設の諸願(長野長廣君紹介)(第六〇五号)

一六 安田町に漁港築設の諸願(長野長廣君紹介)(第六四五号)

一七 頓別漁港を第四種に指定の諸願(佐々木秀世君紹介)(第六四六号)

一八 長渡漁港修築工事促進の諸願(内海安吉君紹介)(第六四七号)

一九 壽都漁港修築工事施行の諸願(小川原政信君紹介)(第六九一号)

二〇 宿田曾漁港を第四種に指定の諸願(中村清君紹介)(第六九三三号)

二一 宇和海海区のいわし漁網災害応急対策確立に関する諸願(薬師神岩太郎君外二名紹介)(第七一四号)

二二 奥戸漁港に船だまり工事施行の諸願(山崎岩男君紹介)(第七一五号)

二三 三石漁港修築工事継続の諸願(篠田弘作君紹介)(第七四四号)

二四 島舞部落に船入ま築設の諸願(篠田弘作君紹介)(第七四五号)

二五 白糠漁港修築工事施行の諸願

(山崎岩男君紹介)(第七四六号)

二六 盗難漁船第二伏見丸返還に関する諸願(高木吉之助君紹介)(第七四七号)

二七 厚岸漁港整備を北海道総合開発第一次計画に編入の諸願(松田鐵藏君紹介)(第八〇〇号)

二八 厚岸漁港を第三種に指定の諸願(松田鐵藏君紹介)(第八〇一号)

二九 漁場最上堆開発促進の諸願(國司安正君外三名紹介)(第八五五号)

三〇 さけ人工ふ化場国営化に関する諸願(國司安正君外三名紹介)(第八五六号)

三一 漁業用資材に対する補給金制度復活の諸願(國司安正君外三名紹介)(第八五七号)

三二 旋網漁業調整実施促進に関する諸願(小高嘉郎君紹介)(第九〇二号)

三三 富田村に漁港築設の諸願(測進義君紹介)(第九〇三三号)

三四 内水面漁業対策確立に関する諸願(松本一郎君紹介)(第九〇四号)

三五 水産資源保護法制定に関する諸願(石原圓吉君紹介)(第九〇五号)

三六 漁船損害補償制度実施促進に関する諸願(田口長治郎君紹介)(第九〇六号)

三七 児童のいか釣禁止問題に関する諸願(富水格五郎君紹介)(第九一三三号)

三八 小型機船底びき網漁業取締に関する諸願(石原圓吉君紹介)(第九五六号)

三九 宿田曾漁港を第四種に指定の諸願(石原圓吉君紹介)(第九五七号)

四〇 漁業資金融資に関する諸願(石原登君紹介)(第九五八号)

四一 高家漁港修築工事施行の諸願(鈴木善幸君紹介)(第一〇一一号)

四二 漁港調査規則制定に関する諸願(小高嘉郎君紹介)(第一〇一五号)

四三 間瀬漁港修築工事施行の諸願(渡邊良夫君紹介)(第一〇五二号)

四四 瀬戸内海漁業者の振業資金国庫補助に関する諸願(高橋等君外一名紹介)(第一一三三三三号)

四五 塩谷港を漁港に指定等の諸願(宇野秀次郎君外一名紹介)(第一一三四号)

四六 忍路港を漁港に指定等の諸願(宇野秀次郎君外一名紹介)(第一一三五五号)

四七 台風ルースによる漁港災害復旧費全額国庫補助の諸願(床次徳二君紹介)(第一一七四四号)

四八 漁業資金融資に関する諸願

請願

一 北方公海における漁場再開許

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

請願

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| <p>四九 新海市に国立水産研究所移転設置に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第一三〇七号)</p> <p>五〇 苦前船入ま拡張に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第一三〇八号)</p> <p>五一 漁業資金融資等に関する請願(大内一郎君紹介)(第一四〇八号)</p> <p>五二 機船底びき網漁業の北海道海区入会繰業に関する請願(大内一郎君紹介)(第一四〇九号)</p> <p>五三 白根漁港修築工事施行の請願(伊藤輝一君紹介)(第一五〇〇号)</p> <p>五四 大船渡漁港修築費国庫補助の請願(鈴木善幸君紹介)(第一五〇一号)</p> <p>五五 鮎立漁港修築工事施行の請願(角田幸吉君紹介)(第一五九九号)</p> <p>五六 小泊漁港修築拡張工事施行の請願(山崎岩男君紹介)(第一六二二号)</p> <p>陳情書</p> <p>一 いわし船びき網漁業の整備に伴う転換資金交付に関する陳情書(広島県安芸海区漁業調整委員会会長松本武外七十七名)(第一四号)</p> <p>二 北方公海漁場の再開に関する陳情書(函館市議会議長高木直行)(第五五号)</p> <p>三 竹島漁区の操業制限解除に関する陳情書(島根県隠岐郡崎漁業協同組合長高野勘太郎外</p> | <p>二十三名)(第六五号)</p> <p>四 海区漁業調整委員会経費増額に関する陳情書(広島市霞町広島県連合海区漁業調整委員会会長三宅要次郎外二十七名)(第一一六号)</p> <p>五 漁業協同組合連合会の規模制限撤廃の陳情書(宮城県漁業協同組合理事野野実外一名)(第一三四号)</p> <p>六 魚礁の敷設に関する陳情書(鹿児島県知事重成格)(第一八一号)</p> <p>七 支那東海における日本漁船不法な捕防止に関する陳情書(長崎市長三の五長崎漁民労働組合長津田又吉)(第二四八号)</p> <p>八 漁業資材対策に関する陳情書(愛媛県知事久松定武)(第二五一号)</p> <p>九 漁業手形制度化に関する陳情書(下関市大和町三十番地山口県漁業協同組合連合会会長江野哲翁外四十四名)(第三〇八号)</p> <p>一〇 地方水産試験場振興に対する国庫助成の陳情書(佐賀県支海漁業協同組合連合会会長岩本富松)(第三二〇号)</p> <p>一一 漁区制限の廃止に関する陳情書(北海道漁業協同組合連合会会長米沢勇)(第三三三三号)</p> <p>一二 漁船保険制度改革に関する陳情書外三件(仙台市宮城県漁業協同組合連合会会長丹野実外十三名)(第三三九号)</p> <p>一三 他府県よりの機船底びき網の入漁禁止に関する陳情書(北</p> | <p>海道議会議長時田余吉)(第三四二二号)</p> <p>一四 合成繊維漁網の普及促進に関する陳情書(佐賀市佐賀県有明海漁業協同組合連合会長川崎卯八外一名)(第三七四号)</p> <p>一五 同(福島県知事大竹作摩外一名)(第三七五号)</p> <p>一六 漁船保険制度改革に関する陳情書(青森県漁船保険組合長渡辺広治外六名)(第三九七号)</p> <p>一七 合成繊維による漁具改良に関する陳情書(和歌山県知事小野真次)(第四一九号)</p> <p>一八 北方公海漁場の再開に関する陳情書(小樽市議会議長岩谷静衛)(第四三二二号)</p> <p>一九 小型機船底びき網漁業整備に伴う補償に関する陳情書(三重県議会議長浜田正平)(第五九四号)</p> <p>二〇 小型機船底びき網漁業整備に伴う転換資金交付に関する陳情書(愛知、三重連合海区漁業調整委員会会長駒沢昌)(第五九五号)</p> <p>二一 漁船保険制度改革に関する陳情書(愛知、三重連合海区漁業調整委員会会長駒沢昌)(第五九六号)</p> <p>二二 極東海軍演習場設定に関する陳情書外六件(千葉県知事柴田等外八名)(第五九七号)</p> <p>二三 漁港修築予算の増額に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目十四番地社団法人漁港協会会長井出正孝)(第五九八</p> | <p>二四 漁船操業区域の拡張並びに不法な捕に対する保護に関する陳情書(東京都千代田区九の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第五九九号)</p> <p>二五 共同漁業権設定に関する陳情書(札幌市北四條西六丁目北海道機船底びき網漁業協同組合会長白井茂)(第六〇〇号)</p> <p>二六 漁業権に対する許可料免除に関する陳情書(札幌市北四條西六丁目北海道機船底びき網漁業協同組合会長白井茂)(第六〇一號)</p> <p>二七 マツカリーサー・ラインの早期撤廃に関する陳情書(札幌市北四條西六丁目北海道機船底びき網漁業協同組合会長白井茂)(第六〇二号)</p> <p>二八 漁業災害補償制度確立に関する陳情書(東京都議会議長菊池民一)(第六九一號)</p> <p>二九 漁船保険制度改革に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第六九二号)</p> <p>三〇 水産資源保護育成に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第六九三号)</p> <p>三一 水産物の輸出振興対策に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第六九四号)</p> <p>三二 北方公海漁場の再開に関する</p> | <p>陳情書(名古屋市長横井恒治郎)(第八一九号)</p> <p>三三 神津島港建設促進に関する陳情書(東京都神津島村長松江春之助)(第八二二号)</p> <p>三四 大津漁港建設に関する陳情書(北海道十勝郡大津村長水沢一郎)(第八二二号)</p> <p>三五 大海区制等実施反対に関する陳情書(松江市朝日町四百七十五番地島根県漁業協同組合連合会会長青山新蔵)(第八二三号)</p> <p>三六 漁業災害補償制度確立に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第八二四号)</p> <p>三七 漁業協同組合の規模制限撤廃の陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第八二五号)</p> <p>三八 漁港修築費予算の増額に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第八二六号)</p> <p>三九 マツカリーサー・ライン早期撤廃並びに海上治安維持に関する陳情書(東京都千代田区九の内二丁目東京ビル全国漁村経済協会編島熊道)(第八二七号)</p> | <p>○置承委員長 これより水産委員会を開きます。</p> <p>昨日付託となりました真珠養殖事業法案を議題として審議に入ります。ま</p> |
|--|---|--|---|---|--|

ず提案者より提案理由の御説明を願います。石原團吉君。

真珠養殖事業法案
真珠養殖事業法

(目的)

第一條 この法律は、真珠員及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠員若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の核を製造する事業をい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

(施設数量目標の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠員の施設数量目標を定め、公表するものとする。

(計画の提出)

第四條 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋)

第五條 真珠養殖事業者は、前條の規定による計画を定めるについで、農林大臣の助言を求めらるる場合、必要の助言をしなければならない。

2 農林大臣は、第三條の規定によ

り定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前條の規定による計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に依りて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

第六條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠員の種苗の生産並びに真珠員の稚貝及び成貝の育成
二 真珠員の生息場所の底質の改良

(真珠員の標準価格の公表)

第七條 農林大臣は、真珠員の養殖を助長するため必要があると認めるときは、真珠員の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

第八條 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む)は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合で

あつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(聴聞会)

第九條 前條の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

(検査手数料)

第十條 第八條の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を納めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(真珠養殖事業審議会の設置及び権限)

第十二條 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に關する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」という)を置く。

(審議会の組織等)

第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四條 第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に關する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。

(水産庁設置法の改正)

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「水産講習所」を「水産講習所」に改める。

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部の次に次のように加える。

「真珠養殖事業審議会(昭和二十七年法律第七十八号)の権限に關する事項を調査審議すること」

同條第二項中「漁港法」の下に「真珠養殖事業審議会については

三

真珠養殖事業法」を加え、同條を第七條の八とする。
第七條の五の次に次の二條を加える。

(真珠検査所)
第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。
2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

| 名 称 | 位 置 |
|---------|-----|
| 東京真珠検査所 | 東京都 |
| 神戸真珠検査所 | 神戸市 |

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(真珠研究所)
第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 真珠員に関する試験、研究及び調査
 - 二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布
 - 三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠員の養殖技術の普及
 - 四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験、研究及び調査
 - 五 真珠に関する知識の普及
- 3 真珠研究所は、三重県に置く。
4 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。
4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

わが国におきましては、古来より英國のダイヤモンドとともに、寶石界の双璧として世界独自の優秀なる養殖真珠が産出されるのでありますから、この事業を国家的に保護育成して、母貝生産者並びに養殖業者の経営の安定をはかるとともに、輸出の振興により国民経済の発展に寄與せんとする次第であります。

今この真珠の輸出高について見ますと、昭和二十三年には一億円程度であったものが、次の二十四年には七億円になり、昨年度においてはその倍以上である十五億というぐあいになり、終戦後においても急速に上昇はして参つておりますが、これは数量において、戦前の四分の一程度であつて、この程度ではとうてい欧米の需要に応じ切れないのが現状であります。そこで今後数年後には、百億輸出を期しておる次第であります。しかもこの真珠養殖事業は、自然力及び人工に最も多く依存する産業であつて、輸入資材その他はほとんどに僅少であり、輸出額の九〇%以上が取得外貨の純度で、わが国にはまことに適切な産業であると存する次第であります。

次に本案の主なる内容について御説明いたします。第一は、母貝生産事業並びに養殖業の経営を安定するため、農林大臣は毎年真珠員の施設目標数量を公表し、養殖業者に対しては、その年の事業計画を提出せしめ、これが指導をし、もつて合理的な真珠の生産を期するとともに、品質の向上により、優良なる真珠の増産をはかり、またこれが必要なる者に対し、資金のあつせんもしようとするのであります。

第二は、真珠員の増産に関することであり、現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。すなわち、漁業協同組合が生産する真珠員の不足であり、かつ真珠価格の不安定に基き、母貝生産事業が十分に事業化しないことであるから、真珠母貝の増産をはかり、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、投石事業並びに母貝産地及び養殖場の底質改良事業に対し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、かつ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。

第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。寶石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようにし、また関係法令を改正し、本事業の発展を期するため、国立の真珠研究所を設けて真珠員及び真珠に関し科学的に調査研究をするのと同時に、これが実効を期する点等であります。

以上が本法案を提出する理由及びその概要でございます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○富永委員長 質疑は次会よりいたします。

○富永委員長 次に松田委員。
○松田委員 北海道の斜里町長外数名の者が上京して参りまして、事人命に關する重大な問題があるので、当委員会に陳情したいという申入れがあるのであります。委員長において、その陳情を御聴取あらんことを希望するものであります。

○富永委員長 了承いたしました。

暫時休憩いたします。
午前十時五十分休憩
午前十一時開議

○富永委員長 休憩前に引続き開会いたします。
請願及び陳情書の審査に入ります。本日の請願及び陳情書の日程全部を一括議題といたします。まず請願及び陳情書審査小委員長の報告を願います。
川村委員。

○川村委員 たいだいま議題となりまして、請願及び陳情書につきまして、請願及び陳情書審査小委員会の審査の結果並びに結果について御報告申し上げます。

本会期中に当委員会に付託になりました請願は全部で五十六件でありまして、その内訳は漁港、船たまり関係が三十一件、漁船保険制度に関するものが六件、漁業に対する補償、融資に関するものが九件、北方公海漁場の再開及び漁場の開発に関するものが二件、その他九件となっております。

本小委員会におきましては、昨二十六日、小委員会を開き、これら各請願につきまして慎重に検討を重ねた結果、本日の請願日程中第二ないし第一六、第一八、第一九、第二二、第二三、第二四、第二七、第二九、第三三、第三四、第三六ないし第三八、第四〇ないし第四八、第五〇、第五一、第五三ないし第五六の各請願は、いずれもその趣旨は適切妥當なものと認め、採択の上内閣に送付すべきものと決し、第二三、第二八、第三〇、第三二、第三五の各請願は、すでにその目的が達成されたものでありますので、これらの各請願は議決を要しないものと決しました。

○富永委員長 休憩前に引続き開会いたしました。なお他の各請願につきましては、なお慎重に審査する必要がありますので、その取扱の決定につきましては、留保するに決した次第であります。次に陳情書であります。本委員会に送付となりました陳情書は全部で三十九件であります。これらの各陳情書につきまして、慎重に審査を重ねた結果、これらはすべて本委員会において了承すべきものと決した次第であります。

なお個々の詳細なる内容につきましては、文書において御審議願うこととし、簡潔であります。本小委員会の審査の結果並びに結果の御報告を申し上げます。これにて小委員長の報告は終了いたしました。

○富永委員長 これにて小委員長の報告は終了いたしました。請願及び陳情書の可否及びその取扱につきましては、たいだいま小委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認めました。よつて小委員長の報告の通り決しました。

○富永委員長 御異議なしと認め、委員長一任と決します。

○富永委員長 川村君。
○川村委員 たいだいま陳情請願等の問題につきまして御報告申し上げたので

○富永委員長 川村君。
○川村委員 たいだいま陳情請願等の問題につきまして御報告申し上げたので

ありますが、この中で漁港、船だまりの請願が三十件にもなっております。過半数であります。これを見ましても、いかに漁村に漁港が必要であるかという事はつきりしておりますのであります。なお三十件のほかに起工になりましたものが六、七件あつたのであります。四十件近い漁港、船だまりの請願があるということ、さらに毎国会こうした陳情あるいは請願があるという事にかんがみまして、漁村に漁港がないために、いかに漁村が苦しんでおるか、また漁港の重要性を考へておるかという事は明らかであります。先ほども斜里町長から、漁港がないために十数名の犠牲者を出したという陳情を受けておりますが、これはひとり斜里町ばかりでない私は考へております。ことに今度のルース台風で漁港等は相当に破壊されております。こうしたようなことを放任しておきま

ずならば、今後ますます漁民の犠牲者が出るのではなからうかと考へるのであります。斜里町の陳情につきましてもは同情にたえないものであります。今年松田委員と私は斜里河港を調査に行つたのでありますが、在来の築設したものは、その形を認めるだけのものは残つておるが、実際に河港があの通り破壊されておるために、漁港としての性能を現わすことができない。いじめな委になつておる。このことが今日十数名の犠牲者を出したということに相なつた私は考へております。斜里町の犠牲者が大きかつたことはまことに同情いたしますけれども、これらを顧みないで、あの破壊された河港の築設をそのまま放任いたしておつたということは国の責任であると私は考へるの

であります。なぜかなれば、いずれの所でも災害を受けております所は災害復旧で大体元の姿に直すのが建前でありませう。私が調査に行つたところが、海に出ております築堤はほとんど倒されて、かえつて船が入るにじやまになつておる。かえつたような姿になつておるのであります。私と松田代議士が、これをかまわないうでほつておくわけに行かぬ。一日も早く災害復旧をしなければならぬという感想は持つて居つたのでありますけれども、今日陳情を受けて、私もその責任の一端を負わなければならぬと考へるのであります。本日漁港課長がおいでになつておりますれば、漁港課長に、あの漁港が破壊されたのを一体どうして復旧しないのか十分たずねつもりで復旧しないけれども、聞くところによりますと、昭和二十四、五年に相当の災害復旧費がついておるにもかかわらず、現実に着工していないということださうであります。こうしたことを繰返しておりましたならば、斜里町においては再びそういう犠牲者が出るばかりでなく、他方面にも相当の犠牲者を出すやうなことがあり得ると思ひますので、委員長におかれましては、斜里河港の災害復旧を一日もすみやかに着工せられんことを、当局に迫られるやうお願いをいたす次第であります。

○田淵委員 たいまい川村委員から斜里港の施設に関する詳細な説明があつたのであります。これはぜひとも緊急に実現すべく、もう川村委員から十分に盡されておりますので、私は多くを申しませんが、緊急にかかつて実行することを強く要望いたしまして、関連事項として多少意見を申し上げておきます。

○松田委員 たいまい斜里町長の陳情を承つたのであります。川村委員のお話にあつたごとく、本年漁業の実態を国政調査のため川村委員と同行して、斜里町の河港に上陸したものであります。そのときも、いろいろな実地調査いたしましたその重要性を見て参つたのであります。漁民の数は約三百の漁業協同組合の構成分子となつておるやうであります。ところがたゞいまの陳情にもありましたように、二十五年に一人の犠牲者があつた。二十六年十月に二箇所において同一の日に十人の犠牲者ができたというまことに同情にたえない状態であります。私は第五区の出出であります。斜里町は私の選挙区内であります。この選挙区内において、こうした犠牲者を出すまで、河港の修築に二年も三年もかかつて、いまだに何らの手も打つことができないなかつたという事は、実に私の責任であると思つておる。私どもは自分の選挙区であるがゆゑにこうしなければならぬという考へ方を持つておるのではございません。要は日本の国全体の漁港がどれほどまでに荒廢しておるかということ、先ほど川村代議士から言われるやうに、陳情の大部分が漁港の設置であり、それが年々国会に陳情されておることによつてもわかるのであります。しかも二十里の間になつた一つの河口の漁港がある、それが破壊されているのを、国会議員として、地方の水産の最も重要である漁港を過去三年間何ら手をつけることを知らなかつたという責任は、私はたゞいま涙をもつてこの責任を痛感するものであります。大災害復旧費が二

箇年間ついでに、大蔵当局はどのような意味でこれを削つておるのか、この点私は自分の責任を感痛すると同時に、大蔵当局の責任を追究するものであります。要するに国会が予算を計上して、しかしあつた地方からの実情を調査して初めて災害復旧の予算は決定するものであらうと思つて、これをどう理由でもつて二箇年間削つたかということに対して、また私にはわけがわからぬ。もしこれが政治的な手によつてはばまれたものであるか、または道庁の考へ方によつて削つたか、または大蔵当局は次の委員会まで明らかにして、この説明を願ひたい。こうした事柄から、この犠牲者を出し、しかし漁民が不安の念をもつて、まじめな漁業に対する経営を脅かされることになつたならば、われわれの最も心外とするところでありませう。しかしその点に対してはいろいろな事情もあることでありませうし、私の選挙区であるがゆゑに言うのではありませぬが、こういう点における責任はどこにあるかということをよくただして、この苦しい状態、この失敗を再び繰返さないやうに、災いを變じて福となすやうに、水産庁においても考へてもらひたいのであります。しかして明年においては、どうか慎重な態度によつてこの災害を復旧してもらひたいと同時に水産当局においても、この河口の漁港については、われわれが調査の結果を報告してあるのでありますから、この点に対しても十分留意されて一日も早くこういう災害を繰返さないやうな手段を講じてもらひたい。

きよは長官や次長が出て来ていないのはどういふわけであるか、かような民意を尊重しないやうな水産庁長官や次長であつたならば、嚴重な警告を出して、また農林大臣を呼ぶなりして、この問題に對し善処あらんことを私は要望するものであります。

○富永委員 川村委員、田淵委員、松田委員の斜里漁港復旧に関する質疑はきわめて必要なものと考へますので、次回においてこれが解明をする手續を取進ぶことにいたします。なお水産庁長官は、御承知の通り今三國漁業会議に出席いたしておりますので来られません。次長は目下司令部に参つておるといふ事情でございますので、御了承願ひます。

○富永委員 次に水産金融に関する件を議題として質疑を許します。水産庁かいて経済課長奥田孝君、協同組合課長濱田正君、水産課和田正三郎君、大蔵省から有吉正君がそれ、説明員となることを富永委員において論議されるために、魚価維持対策の最も必要なること、昨年見返り資金の放出を受けまして、魚価維持対策の第一環になるべき冷蔵庫、製氷工場の設置を水産庁においても考へられて、これに善処されたのであります。ところが、北海道に経過からいたしまして、遂に北海道における見返り資金の放出も半分になるとか、または内地各地における冷蔵庫その他の問題に對しても、なか／＼見返り資金の放出が円滑にならなかつた。かような結果からして、本年度に

おいては、最も魚価の安定を期さなければならぬという観点から、補正予算において十億の農林漁業特別融資の方法が講ぜられて、今や水産庁においてこれを審議中であり、中金においてもいろいろと審議してあるという事実をわれわれは知っておりますのであります。まことに時宜に合った方法であると考えておりますのであります。この特種に對しては、法律の定めるところによつて、漁業協同組合の共同の施設という事になつておるがために、漁業協同組合育成強化を指しておることには、われわれの考え方はまことに一致したことであり、そのように法の方針を定めて、今審議されておることあります。ところがここに私どもが最も警戒を要しなければならぬ問題があるのであります。その問題は、私どもが常に自分のことであります。ゆえに遠慮を、またこれは是正を日夜考慮して、あらゆる努力をしておる北海道の連合会であり、この例は水産庁においてもよく御存じのはずだと思つております。あつた連合会が、今までの考え方を、またこのままに連合会の行き方をかえないよ

うなことがあつたならば、日本の漁民というものは、また単協というものは、どのようになるかということ、われわれは常に心配をしておるものであります。こうした各県における連合会が、特種のお金を考へておること、對しては、私どもはその趣旨に對していいところと悪いところと二つの点を見出すのであります。たとえば単協が力なくして、單協全部の總意によつて、連合会がこの施設を行わんとする場

合に對しては、これは連合会として最もいい方法だ、かように考へておるものであります。しかし單協の育成強化なくして連合会の発展というものは期されないものであります。だが今までの職時中の考へ方がやますれば抜け切らずに、いまだに社会主義的な考へ方また全体主義的な考へ方をそのままに踏襲して、この連合会が漁業の経済まで、單協を圧迫して、また地方の産業を圧迫して、この施設を行わんとする点が二、三われわれの知つておるところにもあるものであります。ここにおいて組合課長としてどのように考へなつておるかということ、私はただしたいのであります。まずたとえみるならば、單協が自己の経営を欲する所に、連合会がしやにむに自分でやらなければならぬということ、あり得べきことではないと私は信じている。この前当委員会でも山本次長に私が質問したのに対して、適当な方法を後刻お答えいたしますという話でありましたが、その後一向にその答へも聞いていないのであります。氣仙沼のときは、氣仙沼の漁業協同組合が特種の方針によつて申請して、宮城県漁業協同組合連合会が同じ箇所において出願して、水産庁はこれをどつちにかやつていいかわかがわからぬというふうな考へ方を持つておることによつて、私はまず單協を育成強化する意思がないということがはつきり立証されると思つて、ただ單協が仲買をやつておるとか、または別な商売をやつておるとか、連合会に入つていない單協であるがゆえにというふうな理由であつたならば、理由は立たぬのだと思つて、私が組合長をやつてお

する紋別の機船底びき協同組合は、北海道の連合会には加入しておりません。また小樽の機船底びき協同組合も北海道の連合会には加入しておりません。何で加入していないかといつたら、先ほど述べたように、われわれは別な観点からこれを救済して整備しなければならぬという考へ方を持つておるが、現在連合会の行つておるやり方は、あまりにも放漫主義であり、われわれの考へ方、政府の考へ方に対して何ら協力する意思がないと考へるがゆえに、また紋別であろうと、小樽であろうと、留萌であろうと、こうした考へ方を持つておるがために、連合会に加入していませんのであります。宮城県においても多分そのようなことであり、單協が、地方の漁民のために、またその地方の発展のために、あらゆる努力をして、この魚価維持対策に邁進せんとする政府の意向をくんで、出願しておるのに、何のために宮城県の連合会を對象として論議しなければならぬか、私は水産庁の組合課の、経済課の、また水産課の精神を疑うものであります。

「委員長退席、小高委員長代理着席」
また例を申すならば、鹿兒島県における問題はどうか。鹿兒島県の連合会が出願して、あつたには二つの製氷会社があり、その製氷会社の実績は、年々まじめに生産しても、多いときには八八%、少いときには五五%の販賣より少ないことを、りつぱに水産庁に對しても陳情しては、あつた。われわれは漁業協同組合の育成強化をはかるものであり、す。しかし斯業を圧迫してまでも單協を貸し與えんとするものでないということは、三崎の例をもつてもわかるはずであります。ただ連合会が親組合であるから、一般の業者を圧迫してもやむを得ないというお考へをもつてかよつた方針に出ているのか。私はもつと例をあげたいのであります。こういう点に對して組合課長はどのように考へなつておるか、まずそれを承つてから再び質問に立ちたいと思つてお

知のように、非常に有数の水揚げ港でありまして、その水揚げ高の六五、六%というのが外来船、他県船によつて水揚げされておる。こういう状況にありまして、遠くは三重なり、神奈川なり、静岡なり、あるいは千葉なり、あの辺の、つまり漁師を代表して、それ、三重漁連とか神奈川漁連とか、そういう人たちが、われわれもあそこに水揚げするのだ、こういう關係で官城漁連にやらしてもらいたいという事が出て来た問題でありまして、單協と官城漁連、こういうふうな形での關係ではなくて、氣仙沼の單協と氣仙沼を取巻くあの周辺の單協と、あそこに水揚げする他県の漁連との關係、こういうことに具体的になつておりますので、今の原則をただちに三段論法的に適用しかねるのではないか、かように考へております。

ゆえに、他の漁船がそこへ来て水揚げをするのであります。これは気仙沼から気仙沼の、自治体を経営している人の收得しなければならぬ権利だと思ふ。それが自治体を育成するものだと私は考へてゐるのであります。直接的な影響よりも、間接的な負担をあの漁民は相當負わされてゐるものと私は考へてゐる。ゆえにその地方の單協が行わんとする考へ方を、ただ漁民の漁業協同組合の観点のみにとらわれて行つた場合には、問題の結論は出ないのでないかと考へるのであります。これを十分に考へて行かなかつたならば――單協の育成強化と單協の犠牲というものをよく考へて行つて来れば、たゞいまのような問題が起つて来る。私は現に宮城県の漁民大会の席上と呼ばれた際に、一時間二十分にわたつて、日本の漁業水産において最も問題となる悪徳業者は太平洋漁業である。しかしして県として度しなものは宮城県の漁民である。かようにして連反をやるよ様な県の漁民に対しては、漁港も、港灣も、特融の金もわれ／＼は何とかして阻止しなければならぬであらう、しかしてまじめな漁民のあり方をもち立てて行かなかつたならば、日本の水産は毀滅するであらうといふことを申し上げて来たのであります。しかし眞に民主化された漁民となつて、魚価維持対策のために邁進せんとする單協であつたならば、また力のある單協であつたならば、これに対して育成強化をはかることが最もふさわしいことではなからうかと私は考へてゐるのであります。組合課長の、やれ地方の漁村との連絡があるとか、向うの漁民との連

絡があるとかいふ、かような線に向つて水産行政を行つていゝものであるかといふことに対して、私は非常な疑義を持つものであります。この点はどうか考へておられますか。○濱田説明員 先ほど申し上げましたあの気仙沼周辺の單協なり、あるいはそこに水揚げする外来船を代表して、その関係の各漁連が、宮城県漁連にやつてもらいたいといふその理由に問題があるのだらうと思ひます。と申しますのは、先ほど松田委員がおつしやいましたように――私は気仙沼單協が悪いといふのはありません。気仙沼單協が自己の組合員の荷物を共同販売するところには少しも問題がないのであります。あの周辺並びに他県船が反対してゐる理由は、あの單協の内部分割において、問屋といふますか仲買的色彩が非常に濃厚で、あそこで水揚げして買われた魚の魚価の維持という問題の場合に、そういう仲買的の人が買つた魚の魚価の維持が、漁師みずからがとつたものを自分で売る魚価の維持かといふところに問題があると思ふ。そこに反対してゐるのではないか、こういうふうな考へておられますか。

○松田委員 その点があつとも重要な点であります。まず宮城県の漁連の會長は、現に築地魚市場において連合会の名によつて市場を経営してゐるものであります。今われ／＼が常に論議しておる北海道の連合会においても、あまりにも広範囲な事業を経営して、あの七億なり八億なりの赤字を出したのである。それが單協に対してどれだけ迷惑をかけたか。私どもはそれを警戒するのである。組合精神といふものは、戦前と今日とはかわつておるのである。これをもつて組合の指導に當るとき考へ方をもちつて組合の指導に當るといふことであつたならば、大きな問題である。一つの町でも、おんぼろ焼きも必要であらう。またごみとりも肥くみも必要であるのであります。このすべてを協同組合がやつて行つたならば、現に行われておる農業協同組合の――北海道において一つの例がある。最もうるわしい例であつた。バスに乗つたところが、おばあさんが二人乗つた。そして女の子がそのバスへ来て、これ／＼の物をどこ／＼へ届けられてくつた。忘れて行つたのだから届けられてくつた。忘れられたのだから買わなかつたのだ、いや買つたのですと言つて伝票を渡した。非常にうるわしい光景であつた。しかし農民は今日は一銭も金のないときだ。金のないときだ。その伝票を買つたのが最も買ひやすいことであつて、農民を非常にめんどろを見ておることであるが、金といふものはそう簡単に人のふところに入つて来ないものである。買ひやすいがためにむだなものを買わなければならぬ。農民といふものは質朴なものである。そこで農家が、ほんとうに自己が農産物を供出してつた金であるならば、大事な金であるがゆゑに、計画を立ててつたまじく暮らして行こうといふのが農民の仕方であるが、買ひやすいためにサージでも何もかにも飯票で買ふようになったのが、今日の農業協同組合の疲弊した原因であります。また呉服屋といふものは、その家の状態をよく調べておつて、たとえ

ばこれを貸してくださいと言つても、なか／＼そう簡単に貸しません。とれるかたれないかといふことをよく見きわめてからでなければ貸さぬ。それがために農民は非常に苦勞をするが、農民のふところはゆたかになるものであります。この点を為政者は考へず、どん／＼法律でも經濟を行うことができ得るようになっておられます。が、どのようにわれ／＼が努力して、あなた方が努力しても、このままで行つたら農業協同組合、漁業協同組合といふものは絶対に立ち行くものでありません。それを、どこへ行つたところで連合会は大きな事務所を持つて、何千人という職員を擁しておる。一体この職員の給料また事務の経費といふものはだれが負担しておるか。全部が單協の負担ではないか。これを改め行くことによつて初めて單協が育成強化されて、初めて連合会もよく見て行くのだ。指導と經濟の面をよくそれを連合会がみずから經營しなければならぬ。そうして自己の利益をばからんがために行つてゐる連合会があるとしたならば、最も警戒すべきことではないか。現に私も市場会社の社長をやつたが、立ち行くものじやない。築地魚市場に中水が再びあの店舗を開いてやつておるといふことは、理想としてはいいことだ。しかし絶対に立ち行くものではない。これをあえてしておるのが宮城県の漁連の會長だ。それがまた全国の漁連に手を伸ばして、せつかく單協が行わんとする事業を圧迫して、これを水産庁に自分が出願してゐるのに、何でこれを右往左往して考

のお考へ方は、あなたはアメリカまで行つて世の中をよく見て来られた方である。しかしいまだに、見學はされたが全体主義的な考へ方を捨てていない。ように私は見るのであるが、連合会に對する考へ方をいさしお考へになつたらどうであらうか。それから、私ども自由党は資本主義の政強であります。しかし何でもかんでも資本家を擁護しなければならぬといふことは毛頭考へていないのであります。漁業協同組合育成強化を叫ぶときにおいて八五％。よそから持つて来る必要がないのに、もし鹿児島において連合会がまたこの製氷を四十トンなり三十トンなり十五トンなり行わんとすれば、この企業が毀滅に陥する憂いがあるといつて陳情しておるのにもかかわらず、こうした企業をも圧迫して何のための連合会であるか。ボス連を擁護しなければならぬといふ理由はどこにあるか。われ／＼は三崎の問題においてりつばな例がある。たとい日冷であつても、日冷が横暴であつたならばこれを撃破しなければならぬと言つて、二回にわたつてわれ／＼は調査に行つた。その調査に行つた結果、まだ三十トンや五十トンの問題であつたならば、優に入される製氷とバランスが十分にとれるのであるから、日冷が立つて行くように、また漁業協同組合の立つて行くようにといふ案をもつておの問題を解決したはずである。われ／＼は資本主義の政強ではあるが、絶対に資本家のみを擁護せんとするものではない。最も單協において協同組合においてりつばにな

つて行つたならば、それこそ国民全体の利益になると考へて行つておるものであります。こういう点をどうか誤りのない方法をもつてやつていただきたいと思つております。あなたの方にもしリストが行つておるならば、私にもりつぱ、こういった企業が成り立たぬと言つてこれだけの資料を提供されておるのであります。こういう点に對しては十分考へ願ひたいと思つておる。また七尾の問題もそのうちである。七尾の問題なんかというものは簡単な問題である。これらも何のために躊躇しておるか、四百万円や五百万円の金を修繕費に使へば連合会の今までの既設のものがそのままつばにできる、それを何で單協がやるものか、これは單協も連合会の現在の施設でこれよりふやす意思がない、ほかの單協全部が連合会不信任であるというゆゑに、個々の協同組合にひとつずつてくれと言つて、ほとんど同意書全部つてわれ／＼にも持つて来ておる。單協に何のために躊躇するのか、この意味がわからない。こういう点何かあなたの方に政治的な圧迫があるのか、あつたならば、圧迫があるとおつしやつていただければ、私はある程度まで了承するものであります。そういうものがないのであつたならば、どうかまじめな意味で水産行政を行つていただきたい。

○小高委員長代理 たいだい大蔵省主計官佐竹浩君が出席されました。

○小高委員長代理 次に浅海増殖に關する件を議題とし、質疑を許します。永田委員。

○永田委員 私は佐竹主計官にお伺いするのであります。水産行政の面から總括的に申し上げますと、ふしぎに日本の国の地形は非常に最近変化をいたしました。たとえば四國のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。ないしは瀝美灣の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のように高い位置にある。特にまた豊前海においては、知らないうちに沖合に三里も四里も干潟がわかにふえた。かような実情が方々に認められるのであります。従いまして、水産も業者の実態もそれに伴ひまして漸次移行しなければならぬ実情にあるのであります。ところが地元におきましては、この地形の変化ということにつけて、たまた／＼ずさんとしてさらさらにつけいな案を立てておるというところが、これまた実情のように承しておるものでございしますが、かような理由に基いてわれ／＼水産委員会といたしまして、特に戦後底びきの横行によりまして被害の顯著な地区においては、しかるべく国庫の力を利用して、まして保護をしなければならぬ、かような理由から浅海増殖開発補助金というものをもうくるんでおるような次第でございします。来年度の予算といたしまして、水産庁の案としては、東京灣、三河灣、豊前灣、有明海、この四箇所を通じまして一億ばかりの補助を計上いたしておるような次第でございします。が、この一億の補助というものは総額に對する約三分の一に該當するものではありまして、残りの三分の二はまた困難な特別融資の方法であるとか、ないしは漁業権証券の資金化というふうなことではなか／＼簡單には参らな

予想されるのであります。それにいたしまして基本となるものは、大蔵省がこの三分の一を認めるか認めないか、この類をのむか否のまじいことか、この問題をのむか否のまじいことか、今日御出席を願ひました理由もここにありまして、御承認も、つづきまして、方面からいへば、御承認も、つづきまして、この浅海干潟に對する大蔵省の御見解を御説明願ひたいと思つてございします。

○佐竹説明員 浅海資源の維持並びに増殖という問題につきましては、水産資源の増殖の一環として、その重要性はつとに認められておるところでございします。大蔵省といたしましては従来とも海資源の維持につきましましては従来とも相當な関心を払つておりました。御承知のごとく昭和二十六年の本予算におきまして、浅海資源の維持に對する補助金といたしまして七百二十万円の金額を計上いたしておるのであります。この浅海資源の問題につきましては、これの増殖に對して二つの問題があると思ひます。一つは貝類等の種苗の供給、なかつては優良な種苗の供給を確保する問題、もう一つの問題は、いわゆる内湾であるとか外海におきましての貝類の増殖の基地になりまして海底の土砂を改良して参るといふ問題の二つにわかれます。たゞいま申しておる七百二十万円と申しますのは、これは種苗の供給確保という点に集中しておるわけでございします。たゞいま永田先生から明年度の水産庁予算の要求約一億という仰せがございましたが、これは主として内湾におきまして貝類の繁殖

基地であるところの海底の土砂を耕し、そこに貝類の繁殖を助けるということにございします。さらに海藻類であるとか、えび類であるとか、いろいろの増殖を進めるための要求もあるわけにございまして、これらを合せまして、一億八千六百万円というものが、水産庁の要求でございします。そこで私も、たゞいま申し上げては、これに對しては、御承知のように、たゞいま申し上げて、まだいづれとも最終的な決定は見えておらないわけにございします。従いまして、計上いたすかということにつきましましては、たゞいまの段階では何ともお答えのいたしようがないわけにございしますが、いづれにいたしまして、この種苗の供給という問題と土壌の改良という問題、この二つの大きな問題に取組みまして、種苗供給の確保は、少くとも来年度においては相當に伸びて行くべきではなからうか。水産庁の要求もほぼ前年度予算の倍額程度の要求が出ております。これはすなわち種苗供給の苗圃の設置のための経費でございしますが、この箇所数を前年度に對して相當に伸ばして参るといふことが水産庁の要求の眼目でございします。私どもとしても、できるだけその箇所をふやして、種苗の供給を確保して参りたい、かように考へるわけにございします。が、片や土壌改良の問題になりまして、何分にも相當な金額に上ります。また、何分にもトラクターその他の施設を整える必要もございします。これの効果につきましましては、かつて戦時中に千葉県、九州豊前海あたりの漁民は一体ど

際にごういふことをやりまして、事実非常に増殖の効果が上つた実績もございします。最近におきましても九十九里の沿岸で、やはり相當の成果を収めておる漁業協同組合があると伺つております。その意味におきまして効果というものが相當に大きいことは事実であります。ただ問題は相當巨額な投資がいける。その投資に對する効果の程度はいかなるものでありますか。すなわちこの収益の率というものは相當に高いのであります。収益率が相當に高くなりまして、これはある程度の長期低利の金融をもつて臨みますならば、相當成果があげ得るのじやないか。しかも地元漁業協同組合にそれほどの負担をかけずして所期の目的を達し得るのではないかと、この点が実は問題でございまして、その点につきましまして投資の効果その他の問題をいさ少し研究をさせていただきませんか、ただちにこれを予算化し得るかどうかという点は、たゞいま申し上げないで、ございしますが、永田先生の御趣意も、つとも存じますので、私どもとしても今後この投資効果の問題につきましまして、さらに十分研究を積ましていただきたい、かように存じます。

○松田委員 最も理解ある佐竹主計官の御答弁であります。私は昨年九州に行つたとき、漁民のほんとうの言葉を聞いて参つたのであります。そのときに、どうして君らに浅海に對してもつと大きな考へ方ができないのか、はまぐり、あさり、赤貝を養殖すること考へたらどうか、ということをつつた。北海道、近畿地方の漁民に比べて、その生活程度があまりに低いので、九州豊前海あたりの漁民は一体ど

うして生活しているのかと私は驚いた。何里という浅海を持ちながら、これを利用してを知らない。小さな漁船で打瀬網をやつて、もう魚は枯渇してしまつた。その上にまた瀬戸内海からやつて来てどん／＼とられるので、漁場としては最もいいところであるが、魚はもう壊滅の状態である。ところがあの零細な漁民は、養殖をするにもその投資力がないというみじめな状況であります。ただいま佐竹主計官のお話のように、浅海養殖は、率は非常に高いものである。こういうところを水産庁においてもつと研究して、大蔵省にその内容をよく話さなければならぬと思ふ。私も実は補助などというものはやらぬでもいいという考えを持つておるが、五ポイントの線からいつても、また零細漁民を育成する点からいつても、今しばらくの間補助をして行かなかつたならば、零細漁民は立つて行かないと思ふのであります。理解ある佐竹主計官は、何か機会があつたならば、一度現場を調査することが、百聞一見にしかずであつて、一番いいことではないかと思ふますが、政府はよほど力を入れてやつて行かなかれば、漁民はあゝいう生活から切れないと思ふ。その上残念なことには、今年ルース台風ですつかりこわれてしまつた、こういう気の毒な状態であることをよく御理解あらんことを希望するのであります。

○永田委員 ただいま松田委員からまことに熱意をもつて私の説に御賛同をいただきましたことを感謝する次第であります。幸いに水産常任委員会もしばしば現場を御調査に相なつた結果が、かく御発言をされましたゆえんであらうと思はれるのでございます。ついで私は、佐竹主計官にお願いいたしました。ただいま来年度の予算を御検討中のことと思ひますが、この浅海事業の意義というものは、橋が落ちたから橋をつくり直す、道路がこわれたから道路をつくり直すというふうなことは若干趣を異にいたしてあります。その趣を異にいたしてありますところが理由を二つ私はあげることができるのでございます。その一つは、かねてから御了承でございまして、日本の漁業制度の改革に伴う転換の方法として、これを考えなければならぬ。他の一つは、この一事によりましてたいへんな収益が上る、いわば投機事業であるというふうな理由がございまして、佐竹さんの御指摘に相なりましたことは、要するに、種苗の確保ということでございます。私の申し上げておる浅海事業の開發というものは、おそらく水産庁においても画期的な事業であらうと思ひます。今年度のこの予算を巨額といふふうにお考えくださることは、すこぶる危険ではなからうかと思ふのでございます。ごうも巨額にわたるようなことはございせん。わずかに九千八百萬ばかりの補助でございまして、これは三箇所に配分いたします。一箇所に二千八百萬ないし多い所で三千万程度のものでございまして、その他はあけて特種資金にまつことになつてございまして、日本の水産の予算から行きましても、かような実情にあるところの水産の転換に際しまして、一億や二億のものは思ひ切つてひき出していただくように、本省にお帰りになりましたならば、まげて御盡

力をお願いいたす次第でございまして。○川村委員 たいま永田委員、松田委員が浅海増殖の必須であることを力説しておられました。さきにその通りであります。御承知でもございませうが、今日の日本の沿岸漁業の行き詰まりの打開策をいたしましては、浅海増殖よりほかにないのであります。もちろん世界の公海をあされば、まだまだ發展の道はあります。また、おのれども、資金難の今日、さらに御承知の通り、敗戦国のうき目から公海が制限を受けており、また今後漁業協定において公海の制限が一部打開されたといひました。これはなかつたら、私らの考へているようなことには参らな。い、かように観測しておるのであります。現に米、加、日の三国協定が今日まで離航を續けておることを見ましても、私はたゞ今後世界各國と漁業協定を結ぶにいたしまして、相当制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多数ふえますので、この漁民のはげ口を考へなければならぬ。しかしながらはげ口といつても、現在どこにもやることができないというふうな現実であります。従つて農民が土地改良をやつたように、でき得るだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければならぬ、土地改良すなわち浅海増殖であります。従つて浅海増殖をいたしまして、零細漁民はみずからの手で耕して、みずからの手で生産して生きて行くよありませぬ。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化でなければならぬのであります。本委員会におきましても、先般の委員会は、いわゆる濃縮になりつつある魚族

に対しては、漁撈の制限とか、船の制限とか、網目の制限とか、あるいは漁具の制限とかをしよう、さらに浅海増殖その他の増殖を拡大しようというので、水産資源保護法というものが本委員会を通過し、さらに衆議院の本会議を通過して、参議院の水産委員会にまわつて、審議されたのであります。参議院の水産委員会も、週日われ／＼が説明に参りまして、委員会は通過したものであります。何か横やりが入つたか、本会議にかけることができないで、難航しておるのであります。私は必ず通るといふ確信を持つておるのであります。その内容を十分検討してくだされば、いかに浅海増殖を重要視しておるかということがはつきりするのであります。そうしたような意味で、今後零細漁民の救済は浅海増殖よりほかにない。従つてこれの予算化は今日最も急務であるのであります。現在提出されておる予算は一銭も削減しないように、佐竹主計官において努力してくださることをお願いいたします。私は水産庁の次長なり漁政部長が来ておれば、水産庁に抗議を申し込むのであります。水産庁の予算の内容を見ますと、まことに細微でありませぬ。先ほど永田委員から、七千万幾らより少ないのだということ、一体七千万や八千万を日本全国の浅海増殖にまいてみたところで、天井から目録であつて、何に使われるか。真剣にこれを取上げてやるならば、やはり一年に五億なり七億の予算を計上しなければならぬ。そうすれば三年目には必ずその三倍なり五倍なりの生産があげられて来るのであります。特にこんぶのごときは二年たちますと、投石事業の三倍

もの額になつて現われるということは試験済みであります。おそらく貝類もさうだと思ひますので、浅海増殖に對して特段の予算措置を講ぜられんことを、特にこの際要望する次第であります。○小高委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十九分散会

〔参照〕
請願に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十二月四日印刷

昭和二十六年十二月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁